

沖縄県個人情報保護審査会答申第104号 概要

①件名	特定事件について特定弁護士の被告等訴訟代理人選任に関する記録の部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和3年11月18日（受理：令和3年11月22日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部監察課）
④決定年月日	令和3年12月6日（沖監第2880号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>(1) 条例第15条第3号に該当 開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの又はそのおそれがあるとして沖縄県個人情報保護条例施行規則第1条（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）で定める職に該当する。</p> <p>(2) 条例第15条第8号に該当 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>
⑦審査請求年月日	令和3年12月9日（受理：令和3年12月14日）
⑧審査請求の趣旨	当該処分に不服がある。
⑨審査請求理由要旨	<p>実施機関が特定した公文書は、開示請求者が求めた公文書ではない。</p> <p>審査請求人が求めた中立・公正な立場の「〇市〇会会長 〇弁護士」の情報は無く、単に依頼人の利益のために働く立場の「〇弁護士」の情報のみが記載されている。</p> <p>〇市個人情報保護条例は、言うまでもなく〇市民のみを対象とするものではなく、我が国に居住する外国人を含む全ての市民が対象である。</p> <p>本件公文書による手続きを経て、同弁護士が訴訟代理人となっている裁判は、沖縄県個人情報保護条例に関わるものであるから、同弁護士の中立・公正な立場は当該裁判の原告である開示請求者にも自ずとかわる事である。つまり【利益相反】に関わる話である。</p> <p>「現職の〇市〇会会長」の訴訟代理人選任の是非に関する検討協議文書を保有しないのであれば、実施機関は開示請求者に対し公文書不存在の通知処分をするべきである。</p> <p>審査請求人は県知事あて別件審査請求を行っているが、それは本件審査請求に同じく、公文書特定権濫用による「不存在決定」潰しとなる「(部分)開示決定」の防止のためであり、開示請求権侵害となる公文書特定権限の濫用による不適切開示や業務支障理由の濫用による不開示決定などあってはならないと思料する。</p>

⑩ 諮 問 年 月 日	令和4年2月21日（沖公委（監）第3号）
⑪ 答 申 年 月 日	令和4年11月29日
⑫ 答 申 内 容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和3年12月6日付け沖監第2880号による保有個人情報部分開示決定については、妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件公文書について</p> <p>審査請求人は本件公文書は求めた公文書ではなく、「現職の〇市〇会会長」の訴訟代理人選任の是非に関する検討協議文書を保有しないのであれば、実施機関は開示請求者に対し公文書不存在の通知処分をするべきであると主張し、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下本件公文書の保有個人情報該当性について検討する。</p> <p>(2) 本件公文書の保有個人情報該当性について</p> <p>弁明書によれば、実施機関は以下のように説明する。本件公文書には「現職の〇市〇会会長」との文言は記載されていないが、請求内容に記載された文言の一部を含まないことのみをもって、開示請求の対象となり得る情報を一律に排除することは原則開示の枠組みを定めた沖縄県個人情報保護条例の趣旨からすると適当ではないと判断し、対象公文書が作成された当時において、事実「現職の〇市〇会会長」であった〇弁護士を訴訟代理人として選任した記録のすべてを対象公文書として特定したものである。また、少なくとも保有個人情報開示請求書の記載内容からは、審査請求人が公開を望んだ公文書が「「現職の〇市〇会会長」の訴訟代理人選任の是非に関する検討協議文書」に限定されるとは解釈できない。</p> <p>開示請求の手続きについて、条例第14条第1項第2号では、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載して提出することを規定している。「開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、個人情報取扱事務や公文書の名称・内容、開示を求める具体的な内容等、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める保有個人情報が記録されているものを特定するために必要な事項をいうと解釈される。また、実施機関は、開示請求書の保有個人情報を特定するに足りる記載が不十分であるため開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合は、条例第14条第3項により開示請求者に対し、相当の期間を定めて補正を求めることができる。</p> <p>本件における開示請求手続きに不備はなく、また本件開示請求における請求内容の記載は文面上明確であることから、実施機関が開示請求書の記載に基づき、本件公文書を保有個人情報として特定した判断は妥当であると認められる。それゆえ、本件部分開示決定を取り消し不存在決定を行う必要はない。</p>